



北方町第二子以降出産祝金のご案内

北方町では、町内にお住まいで第二子以降の子が生まれた世帯に対し「**10万円の祝金**」を支給いたします。

1. 支給対象者（以下の条件を全て満たす方）

- ア 令和5年4月1日～令和8年3月31日に第二子以降の子を出産した母又はその配偶者で、町内にその子の出生日にその子と同一の住所を有する方
- イ 第二子以降の子の出生日に、その子以外の児童（※）を養育している方
※18歳に到達してから最初の3月31日までの者
↳ 高校3年生までの児童のことをいいます。

第二子以降とは・・・

- ・対象児の父母に養育されている子の2人目以降です。
- ・1人目の子については、実子、養子の別は問いません。
- ・父又は母の前配偶者との間に生まれた子で、申請者と生計を同じくしている場合は1人目の子に含みます。
- ・双子を出生された方でその双子以外に児童がない場合は、その双子を第1子、第2子として数え、2人目となる方を支給対象とします。
- ・国外に居住している子は、1人目と数えることはできません。

2. 支給額

令和5年4月1日～令和8年3月31日に生まれた子1人につき、10万円を支給します。

3. 申請方法

祝金を受け取るには**申請が必要**です。別紙の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、**出生日後の6か月以内**に申請してください。申請書で指定した口座に振り込みます。

4. その他

- ・この祝金は課税対象で一時所得に該当しますが、この祝金以外に一時所得（保険の一時金や満期返戻金など）がない場合は、**一時所得についての所得税の確定申告は不要**です。
- ・本事業内容は、事業改正等に伴い変更となる場合があります。

【お問い合わせ】

北方町健康推進課 保健センター

〒501-0452 岐阜県本巣郡北方町高屋石末1丁目10番地

電話：058-323-7600 8：30～17：15(土日祝日を除く)